相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間市大字下藤沢四三八番地、最後の住所埼玉県入間市豊岡一丁目九番一号プランヴェール二〇一

被相続人　亡　仁平　香織

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

埼玉県川越市脇田本町一四―一一まきビル四階　相続財産管理人　新井法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県比企郡吉見町東野二丁目一八番地三、最後の住所千葉県船橋市藤原一丁目九番六号

被相続人　亡　久保田裕己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

事務所千葉県千葉市中央区富士見二丁目三番一号塚本大千葉ビル六階　東葉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　愛彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県伊勢原市沼目二丁目六三五番地、最後の住所神奈川県伊勢原市沼目二丁目七番六号

被相続人　亡　冨塚　忠志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル　弁護士法人小田原三の丸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　湯淺　文憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市府屋四八四番地二、最後の住所新潟県村上市府屋四八二番地一

被相続人　亡　富樫　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

（旧住所）事務所新潟市中央区東堀通一番町五〇一番地一パークサイド白山二〇四号（新住所）事務所新潟市中央区寄居町六九七番地一マンション北陸二〇七号

相続財産管理人　弁護士　小金澤俊裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市北区葛塚三二三三番地、最後の住所新潟市北区葛塚四四八三番地豊アパート五号

被相続人　亡　竹内マスノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

事務所新潟県新発田市中央町三丁目二番二三号セントラルビル二階

相続財産管理人　弁護士　吉村　一洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県阿賀野市小浮五〇一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　加藤　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

事務所新潟県新発田市中央町三丁目二番二三号セントラルビル二階

相続財産管理人　弁護士　吉村　一洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市小泉一五六番地、最後の住所長野県松本市芳野一〇番三―一〇五号市営住宅

被相続人　亡　小泉　春雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

長野県安曇野市豊科四八八三―一ＫＲビル二Ｆ森本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森本　遼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県養老郡養老町泉町二八二番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　髙木八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

事務所岐阜県大垣市室町二丁目二五番地

弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所

相続財産管理人　弁護士　綴喜　秀光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市字引土四一三番地、最後の住所京都府舞鶴市字余部下一一八三番地五―一〇〇三号

被相続人　亡　**菊**本　忠治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

京都府舞鶴市字溝尻四二番地、事務所京都府舞鶴市字南田辺四三番地一舞邦ビル三階

相続財産管理人　弁護士　富永　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区北浜東六九番地、最後の住所大阪府堺市南区槇塚台三丁四一番一〇号

被相続人　亡　山口　三雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

大阪府大阪市北区曽根崎二丁目五番一〇号梅田パシフィックビル七階七〇七号

相続財産管理人　弁護士　宅島　一嘉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県丹波市春日町中山一〇〇〇番地四、最後の住所兵庫県宝塚市今里町一〇番二―一〇二号

被相続人　亡　荻野佐久枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

兵庫県伊丹市南本町二丁目四番六号コバコンスビル二階

相続財産管理人　朝本　行夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県雲南市三刀屋町坂本二八四番地、最後の住所島根県雲南市掛合町松笠二一五四番地一

被相続人　亡　朝日　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

島根県松江市堂形町五六一番地一三

相続財産管理人　弁護士　峠田　晃宏

第49期決算公告

平成27年5月21日

埼玉県三郷市三郷3丁目16番2

トーサイアポ株式会社

代表取締役　柏原　哲郎

貸借対照表の要旨

（平成27年2月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,361,924	流動負債	1,465,473
固定資産	3,959,030	固定負債	3,764,050
繰延資産	2,025	株主資本	1,093,456
		資本金	30,000
		資本剰余金	635,341
		資本準備金	635,341
		利益剰余金	428,115
		利益準備金	20,314
		その他利益剰余金	407,800
		（うち当期純損失）	（122,556）
資産合計	6,322,979	負債・純資産合計	6,322,979